

令和2年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験

実務経験証明書 (口確定した証明・口見込による証明)

福岡県知事 殿

※ 証明書が確定分か、見込かどちらかの口にレ印を付けてください。
※ 下記従業期間欄の終了日が、証明日を超える場合、口にレ印がなくとも「見込」証明となります。

実務経験(見込)証明書記入要領をご覧の上、ご記入ください。
なお、本様式、記入要領等は、(公社)福岡県介護支援専門員協会のホームページにも掲載しています。

法人等団体名
代表者職・氏名
所在地
記入担当者氏名
連絡先電話番号

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

		証明日	令和2年 月 日
ふりがな	生 年 月 日		
受験者氏名	昭和・平成 年 月 日生		
勤務先施設又は事業所の名称	※ 同一法人等であっても勤務先施設・事業所が異なる場合は、施設等毎に証明書を発行してください。		
勤務先施設又は事業所の所在地	〒 ※ 法人(本部等)所在地ではなく、実際に実務に従事している(又はしていた)事業所等の所在地を記入してください。		
勤務先施設又は事業所の種別	介護保険・障害者福祉サービス事業所番号		
職種名	コード		
※各職場の通称ではなく、配置基準に基づく、公的な名称を記入してください。			
主な業務内容	要援護者に対する直接的な対人援助である、相談援助に係る業務。 ※ 要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務、事務業務等を行っているような期間は実務経験期間に含まれません。		
該当業務従事期間	昭和・平成・令和 年 月 日から	従事期間 通算	年 月 日
	昭和・平成・令和 年 月 日まで		
※ 雇用期間ではなく、実際に該当業務に従事された期間を記入してください。 ※ 病気休暇・育児休暇(産前産後休暇は含む)・介護休暇等休職期間は除きます。 ※ 見込の場合、期間の終了日の最長は、令和2年10月10日(試験日前日)です。			
該当業務に従事した日数	日	左記に「●●日以上」と記入しても差支えありませんが、その場合、「●●日」を確定した従事日数として判断します。	
備考	※ 派遣勤務の方、休職期間のある方、事業所が廃業している方、法人名・事業所名が途中で変更した方、個人印を職印として使用している方等は、こちらに詳細を記入してください。		

- ★注意事項★必ず記入要領・記入例をよく読んでご記入ください。※記入要領等は受講者からお受け取りください。(HPIにも掲載)
- ・ 受験申込者本人が自署した証明書は無効とします。必ず団体・法人等の証明権限を有する方が記入してください。
 - ・ 見込証明書の場合、10月21日(消印有効)までに確定した実務経験証明書を再度作成依頼し、必ず提出してください。
 - ・ 介護保険法第69条の39第1項第2号により、不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員の登録を消除する旨の規定が定められていますのでご注意ください。

＜イ＞ 次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事した期間

コード	i 施設等の種別	ii 職種（職名）	i における根拠法 ii における根拠法
31	特定施設入居者生活介護	生活相談員	i) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項 ii) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号
32	地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	i) 介護保険法第8条第20項 ii) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号
33	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	i) 介護保険法第8条第21項 ii) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号
34	介護老人福祉施設	生活相談員	i) 介護保険法第8条第26項 ii) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第2項
35	介護老人保健施設	支援相談員	i) 介護保険法第8条第27項 ii) 指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第4項
36	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	i) 介護保険法第8条の2第11項 ii) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号
37	計画相談支援	相談支援専門員	i) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第16項 ii) 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条
38	障害児相談支援	相談支援専門員	i) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項 ii) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条
39	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項